

役務提供の多様性と法システムの課題

【研究会メンバー】

主査	小西 康之	明治大学法学部教授
	荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	李 鋌	韓国外国語大学法学専門大学院教授
	石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	神吉 知郁子	立教大学法学部准教授
	桑村 裕美子	東北大学法学部准教授
	河野 奈月	明治学院大学法学部専任講師
	島村 暁代	信州大学経法学部准教授
	高橋 奈々	東海大学法学部講師
	仲 琦	労働政策研究・研修機構研究員
	土岐 将仁	岡山大学法学部准教授
	富永 晃一	上智大学法学部教授
	成田 史子	弘前大学人文学部講師
	研究協力者	植田 達
高 正賢		東京大学法学政治学研究科外国人研究生
佐藤 みなと		東京大学大学院法学政治学研究科前助教
車 東昱		東京大学大学院法学政治学研究科
張 涵瑜		東京大学大学院法学政治学研究科修士課程
朴 孝淑		東京大学大学院高齢社会総合研究機構特任助教
黄 若翔		東京大学大学院法学政治学研究科修士課程
梁 閔閔	東京大学大学院法学政治学研究科外国人研究生	

【報告書目次】

序章	役務提供の多様性と法システムの課題—問題の所在と検討の概要
第 1 章	個別的労働関係法上の労働者性の判断における「無償性」の位置づけ： 研修生・ボランティアに関する裁判例を題材に
第 2 章	中国におけるネット配車サービスの運用実態と法的対応

第 3 章	ドイツにおける非労働者と民法の契約内容規制—労働法が適用されない独立就業者の法的地位を考える
第 4 章	労働法の履行・人権保護に関与しうる第三者企業の法的責任
第 5 章	複数就業者の労働時間と健康管理に関する比較法的検討
第 6 章	アメリカにおける兼業・副業ないし複数使用者の場合における法律関係
第 7 章	台湾における労働時間規制の例外許容規制
第 8 章	アメリカにおける賃金情報の開示をめぐる規制の展開
第 9 章	台湾における企業組織変動と労働法制
第 10 章	イギリス不公正解雇制度における補償法理
第 11 章	配偶者同行休業制度の検討

【内容要旨】

これまで、企業との関係において雇われて働くブルーカラー労働者やホワイトカラー労働者が役務提供の相当の部分を担当してきた。こうした就労実態のなかにおいて、日本の法システムは、雇用関係が成立している労働者と使用者との関係については労働法の適用対象としてきた。そして、この労働法システムは、基本的には使用者に責任を負わせるかたち労働者の労働条件の確保する一方で、労働災害や失業といった一定の事故に対しては、個別の使用者にのみ責任を課するのとは別の方法を採用して、労働者の保護を図ってきた。

しかし近時、情報通信技術 (ICT) や AI、IoT 等が進展しているなか、役務提供の多様化が進んでいる。クラウドワーク (crowdwork) やアプリケーションを利用したオンデマンド・ワーク (work-on-demand via apps) などがその典型例としてあげられよう。こうした流れは今後一層、加速していくことが予想される。こうした役務提供の多様化とあわせて、役務提供者が複数の役務提供先との間で契約関係を展開させること (副業・兼業) も増加しつつある。

このような役務提供の多様性に対して、これまでに構築されてきた労働法システムの可能性と限界について議論する必要性が高まってきているといえる。本研究は、問題意識のもと、役務提供の実態とそれに対する法システムの対応について検討・分析したものである。

本研究では、まず第 1 章から第 3 章において、労働法の適用対象に関連した分析を行った。第 1 章「個別的労働関係法上の労働者性の判断における「無償性」の位置づけ：研修生・ボランティアに関する裁判例を題材に」では、主としてボランティアやインターン (研修生) に示される無償ないし名目的な報酬のみでの労務提供に対する判例・裁判例における判断の検討を行った。第 2 章「中国におけるネット配車サービスの運用実態と法的対応」では、中国のネット配車サービスの運用実態、シェアリング・エコノミーがブームとなった背景事情と現在中国で検討されている法的対応策等をサーベイした。第 3 章「ドイツにおける非労働者と民法の契約内容規制—労働法が適用されない独立就業者の法的地位を考える」では、労働法の外に置かれる独立就業者は法的にどのような立場に置かれるのかとの問題

意識のもと、ドイツの民法規定に着目し、不当な契約条項を排除するためにいかなる枠組みが存在するかを検討している。

次いで第4章では、法的責任の主体（名宛人）とその内容に関する分析がなされている。第4章「労働法の履行・人権保護に関与する第三者企業の法的責任」は、日本国内で完結する企業グループやサプライチェーン内の会社・企業が労働法に違反した場合におけるこれらのグループ・サプライチェーンの親会社・中核企業の法的責任について、どのような議論が可能かについて、国際的なソフトロー規範の展開などを検討することにより議論するものである。

第5章及び第6章では、今後増大することが見込まれる、兼業・副業に従事する複数就業者に対する法的保護の在り方に関して検討がなされている。第5章「複数就業者の労働時間と健康管理に関する比較法的検討」では、兼業・副業に従事する複数就業者の労働時間と健康管理について、フランス法・ドイツ法との比較法的検討を行った。第6章「アメリカにおける兼業・副業ないし複数使用者の場合における法律関係」では、近年、日本で促進されようとしている労働者の兼業・副業に伴って生じうる法律問題、具体的には、①労働時間規制における複数使用者の下での労働時間の通算と、②労災保険制度における兼業先から得ていた賃金の算定基礎への合算という二つの問題につき、アメリカ法との比較を通じた考察を行っている。

第7章から第11章では、就労形態の多様化・多様な展開が予想される企業活動の展開・そしてこうしたなかでの役務提供者の生活スタイルの変化のなかで役務提供者の保護はどうあるべきかについて個別の論点について分析がなされている。第7章「台湾における労働時間規制の例外許容規制」では、ホワイトカラーに対する特別の労働時間規制の検討を行った。第8章「アメリカにおける賃金情報の開示をめぐる規制の展開」では、役務提供者の報酬に関する情報をめぐる規制の必要性やそのあり方について検討を行う前提として、労働者の賃金に関する情報の開示をめぐるアメリカの規制の展開を辿り、それぞれの規制の目的や規制手法の特色を整理した。第9章「台湾における企業組織変動と労働法制」では、企業買収が行われた際に労働契約関係が移転・承継されるか否かといった問題に関して検討を加えた。第10章「イギリス不公正解雇制度における補償法理」では、イギリスの不公正解雇制度を素材として、そもそも解雇規制は何を保障しようとしてきたのかを明らかにすることを試みている。第11章「配偶者同行休業制度の検討」では、ワークライフバランスの重要性や一方配偶者のキャリア継続などの観点から、国家公務員の配偶者同行休業制度の問題点を検討している。

各章の検討から、以下の点を指摘することができよう。

第1に、雇用という就労形態にとどまらない役務提供の多様化、ビジネスモデルの多様化がすすむなかで、いかなる法規制の網をかぶせるかにつき、さまざまな議論や取組みがみとめられる。既存の仕組みを応用することが役務提供の多様化やビジネスモデルの多様化への対応を考えるうえで重要な選択肢になることが考えられるが、それとあわせて、新たな

パラダイムを構築する可能性についても議論を深めることも今後ますます必要になってくるようにも思われる。

第2に、雇用という就労形態の枠組みのもとでも、兼業・副業の増大、ワークライフバランスの重視、雇用システムの変化等のなかで、労働法規制のあり方も問われている。これまでの伝統的な労働法規整は、労働者による労務提供に焦点を当て、一使用者を責任主体とすることを基盤として労働者の保護を図ってきた。しかし、兼業・副業やワークライフバランスなどの問題への対応については、労働者自身や労働者の生活そのものに着目することが考えられ、その結果、一使用者を責任主体することにより労働者の保護を図るという手法でも対応できない状況が一層顕在化していくことが予想される。

そしてこれら2つの課題は、相互に密接にかかわっている。本研究が提起するこれらの視角をふまえて、今後さらに、社会保障法などの他の法領域も含めて総合的に、役務提供や役務提供者に対する政策を検討することが求められよう。